5　自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進

河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等を創出することを全ての川づくりの基本として河川管理を行うこととし、平面計画や縦横断計画等の河道計画や河岸の保全・整備等に当たっては、内水面水産資源の生育環境の改善その他内水面に係る生態系の保全にも資するよう、個別の箇所毎の状況に応じた取組を行う。

第四　内水面漁業の健全な発展に関する基本的事項

1　効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成

効率的かつ安定的な内水面漁業の経営を育成するため、「『日本再興戦略』改訂二千十四」（平成二十六年六月二十四日閣議決定）に基づき、内水面漁業を営む者を有する地域が、企業・ＮＰＯ等のサポートを得て、漁業・漁村の構造改革を目指し策定する「浜の活力再生プラン」作成の取組を推進する。

また、国際商材として輸出拡大が期待されるにしきごい等について、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」（平成二十五年八月二十九日農林水産省公表）に基づき、輸出促進を図る。

さらに、内水面漁業においては、漁船の操業、養殖の加温等に用いる原油及び魚粉の価格高騰に伴い、総費用に占める燃油費及び配合飼料費が増加傾向にあることから、これらの負担を軽減することが重要であることを踏まえ、燃油と配合飼料の価格高騰対策を適切に実施する。

加えて、内水面漁業協同組合等が行う漁業技術及び経営面での創意工夫の取組につき広く情報を収集するとともに、他地域の模範となる地域の取組について、全国への周知を図る。

2　多面的機能の発揮に資する取組への支援等

内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、内水面漁業者と地域住民等が連携して行う河川・湖沼の水草除去、清掃等の内水面に係る生態系の維持・保全のための活動、環境教育、漁業体験等の教育と啓発の場の提供、地域における食文化、伝統文化の伝承機会の提供等の取組を支援する。

3　人材の育成及び確保

効率的かつ安定的な内水面漁業の経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、内水面漁業を含む漁業就業希望者を対象とする就業相談会等の開催、新規就業者の漁業現場での実地による長期研修、新規就業者の内水面漁業の技術及び経営方法の習得のための講習会等の開催等、段階に応じた支援を行う。

また、内水面漁業者の経済管理能力の向上等のための指導・助言や研修会の開催を促進する。

4　商品開発への取組等への支援

高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即し、生産段階における内水面水産資源の食材としての品質の向上や、水産加工による内水面水産資源の付加価値の向上、販路拡大等の取組を推進する。また、漁業者、水産加工業者及び水産流通業者等が連携して行う取組を推進する。

5　回遊魚類の増殖の取組への支援等

回遊魚類（内水面と海面との間を往来する水産動物をいう。）の持続的な利用の確保を図るため、産卵場の確保、種苗放流に関する課題の解決、内水面漁場管理委員会と海区漁業調整委員会との連携による内水面と海面における資源管理の取組の推進等、魚種毎の生態や利用実態等に応じた支援に努める。

このうち、資源が人工ふ化放流によって造成されているさけについては、太平洋側の回帰率が大幅に低下していることに対処し、減少要因を調査し、ふ化放流手法の改良につなげる。また、東日本大震災の影響により、平成二十六年以降、本州太平洋側の親魚の来遊数が大幅に減少するおそれがあることから、採卵用の親魚を確保するための取組を支援する。さらに、受益に見合った適切な増殖経費の負担を実現するための取組を推進する。

第五　その他内水面漁業の振興に関する重要事項

1　国内外におけるうなぎの資源管理の推進

うなぎ資源の保護・管理を早急に図るため、国際的な資源管理対策として、東アジア地域による資源管理の枠組の構築に主導的に取り組むとともに、国内においては、その種苗であるしらすうなぎの採捕、にほんうなぎを採捕する漁業及びうなぎ養殖業に係る資源管理を三位一体として推進する。また、法第二十八条第一項の規定に基づく届出養殖業の届出の制度を活用し、うなぎ養殖業の実態把握を行うとともに、国際的なうなぎ資源管理に係る協議の進捗を踏まえつつ、必要に応じて、法第二十六条の指定養殖業の許可の制度を活用してうなぎ養殖生産量の管理を行う。

2　協議会

法第三十五条第一項に規定する協議会が設置された場合には、協議会を設置した都道府県からの要請に応じて、内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生、レクリエーションとの水面利用に関するトラブル防止等、内水面漁業の振興に向けた効果的な協議が円滑に行われるよう、関係者間の調整等を行うとともに、それを踏まえた必要な措置を講じる。

3　平成二十三年原子力事故による被害等への対策

平成二十三年原子力事故（以下「平成二十三年原子力事故」という。）に由来する放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する漁場の利用への支障及び内水面水産資源の販売の不振への対処のため、地方公共団体が行う内水面水産資源の放射性物質に係る安全対策について、地方公共団体が行う検査に対し必要な支援を行うとともに、検査結果や出荷停止・採捕禁止の措置の状況をとりまとめ、国及び地方公共団体のホームページに掲載し、遊漁者や消費者に対して正確な情報提供を行う。また、平成二十三年原子力事故による損害については、被害者の早期救済の観点から、東京電力、関係県、関係団体等が出席する連絡会議の開催等により、東京電力に対し賠償金の早期支払い等を求める等、適切かつ速やかな賠償が実施されるよう取り組む。

なお、生活圏において行っている除染により生ずる排水については、ガイドライン等に基づく適切な手法による処理が行われるよう、必要な技術的・財政的支援を行う。

4　内水面に排出又は放流される水に係る規制の在り方

内水面に排出又は放流される水について、浄化槽から排出される残留塩素や公共用水域の残留塩素の実態把握、界面活性剤の排出の実態把握による科学的知見の集積に努め、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）等による当該水に係る規制の在り方について、内水面における漁場環境の再生等の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

6　国民の理解と関心の増進

内水面は、遊漁を始めとするレクリエーションを通じて国民が憩い、自然と触れ合う場である。他方、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第五項第五号に規定する第五種共同漁業権の対象となる内水面では、海面と異なり有用魚種の資源量が少なく、多数の採捕者による乱獲により資源の枯渇を招きやすい。このため、第五種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合等には同法第百二十七条に基づく増殖義務が課せられており、当該義務を果たすため、稚魚や親魚の放流、産卵場造成等、地域の実態に応じた多様な増殖の取組が行われている。

このような内水面漁業について、国民の理解と関心を深めるため、内水面漁業者が行う内水面漁業の意義に関する広報活動や体験放流等の川辺における自然体験活動を推進する。

また、内水面水産資源の適切な管理に資するため、各都道府県が定める漁業調整規則や漁業協同組合等が定める遊漁規則等の周知及びその遵守に関する啓発活動を促進する。